

答申第115号
平成28年8月12日

佐賀市長 秀島敏行様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号に
基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号に基づき、平成28年7月22日付佐市観第40号により諮問がありました「佐賀バルーンミュージアムへの監視カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 個人情報の外部提供にあたっては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、第三者情報等に格別の配慮をするなど、個人情報の取り扱いには慎重を期し、外部提供を行ったときは、本審査会へ必ず報告すること。